

東近江環境保全ネットワーク会則

(名 称)

第1条 本会は、東近江環境保全ネットワーク（以下「本会」）と称する。

(目 的)

第2条 本会は、環境・連携・交流を基本に、人と人との交流を通じて、東近江地域に関わる人々の環境に対する意識を高めることを目的とする。

(活 動)

第3条 本会は前条の目的を達成するため、主に以下の活動を行う。

- (1) 東近江地域の環境活動団体等の相互の情報交換
- (2) 環境保全に関する普及・啓発活動

(組 織)

第4条 本会は、次の会員をもって組織する。
東近江地域において環境保全活動を行い、本会の目的に賛同する団体および個人

(役 員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 代表 1名
- (2) 副代表 1名

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 代表 本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副代表 代表を補佐し、代表に事故等あるときは、これを代行する。

(役員の仕事期間および選出)

第7条 役員は、会員の互選により選出し、任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

(交流会)

第8条 交流会は代表が招集する。

(入会および退会)

第9条 本会への入会および退会は、次のとおりとする。

- (1) 本会への入会にあつては、代表に申し出て、代表・副代表の承認を受けることとする。ただし、会の運営に支障がある時は、入会を断ることができる。
- (2) 退会にあつては、代表または副代表に申し出るものとする。

(委 任)

第10条 この会則に定めのない事項に関しては、代表が適宜これを処理する。

(事務局)

第11条 事務局は東近江環境事務所内に置く。

(その他)

第12条 事務局は、代表の指示のもと、会員への連絡調整を行う。

付 則

この会則は、平成25年6月14日から施行する。